

いじめ防止等対策の取り組みについて

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員を対象に実施したいじめ認知度チェックやFD研修でいじめの定義の再確認を促し、いじめの正確な認知に向けた共通理解を図るとともに意識啓発を行った。	全教職員への理解促進のため、教職員理解度チェックでその理解度を確認した。日常的に関係資料が閲覧できることを再周知した。	令和5年11月
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	令和4年度はいじめ対策委員会を4回開催した。	いじめ防止プログラムに沿って定期的（2ヶ月に1度）に開催している。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに対する認識を考えることをテーマとした教職員向けの研修を企画し、実施した。	引き続き実施。欠席者にはオンデマンド配信を行った。	令和5年6月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）にいじめ対策委員会に関する資料を掲載し周知するとともに、いじめ関係の通知を行う際にその都度資料の確認を促した。	継続して周知。教職員理解度チェックで項目を設け、委員会の職務内容の再確認と理解を促した。	令和5年11月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）にいじめ防止プログラムに関する資料を掲載し周知するとともに、いじめ関係の通知を行う際にその都度資料の確認を促した。	いじめ関係の通知を行う機会を利用して定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の存在意義を定着させる。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）への関係資料の掲載を周知するとともに、いじめ認知度チェックの機会やFD研修を通じて、学生の気になる様子を把握した場合にはいじめ対策委員会へ報告することを徹底した。	継続して周知。教職員理解度チェックで設問を設け、速やかな情報共有の重要性を再認識させた。	令和5年11月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に、重大事態の定義及びいじめ対策委員会は事態発生時の調査組織であることを定めている。いじめ防止等基本計画は全教職員が利用するファイル共有システム（サイボウズ）に掲載し周知している。	継続して周知。教職員理解度チェックで設問を設け、重大事態の定義について再認識させた。	令和5年11月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	関係教職員はいじめ対策委員会等各種委員会に出席する。全教員へは教員会議で情報共有する体制となっている。	委員会での共有のほか、教員への情報共有が習慣化している。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	令和4年度いじめ防止プログラムの実績を踏まえ、より実行性を高めた令和5年度プログラムを策定した。	年度末に各部署にて事前に点検したうえで委員会にてプログラム等を審議し、必要に応じて改善する。	令和6年2月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめアンケートを4回実施した。アンケート結果はいじめ対策委員会と共有するとともに、気になる学生については学級担任等関係各署へ情報提供する体制を敷いている。	設問の見直しを行ったうえでアンケートを年4回実施した。継続していじめ対策委員会と担任情報共有で情報共有を行っている。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	SCはいじめ対策委員会の構成員の一人で、その役割は本校HPで明確にしている。SCが得た情報は、学級担任・学生相談室・事務担当等関係各署に情報共有する体制を敷いている。	継続して情報共有を行っている。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	「社会の中のいじめを考える」と題して5月に学生向けの研修を企画し、実施した。	専攻科生を含めた全学年に対する研修を継続して実施している。研修後には感想文を回収した。	令和5年5月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめ防止に関する研修やいじめアンケート調査で、いじめの定義やいじめに該当する行為の具体的事例を示し、学生が理解を深められるようにしている。	いじめ防止週間を設定し、その期間中に自身の行動の振り返りを促したうえでアンケートに回答するよう指導した。アンケートで確認する機会を複数回設けた。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会リーダー研修において有効ないじめ対策について意見交換を行った。	学生会リーダー研修において、いじめについても相談できる体制づくりについて意見交換を行った。	令和6年1月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校HP、学校だより等で本校いじめ基本防止計画やいじめ防止の取組状況等の内容を周知した。	定期的な周知を行う。	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	被害・加害の双方の保護者に対して、いじめ防止等基本計画及び早期発見・事案対処マニュアルで対応方針を伝えることを徹底している。	継続して対応方針を周知する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議で本校のいじめ防止・対策に関する実施状況を説明し理解を得た。	運営諮問会議で全学的ないじめ防止の取り組みを説明し理解を得た。	令和6年1月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	警察・弁護士等と情報共有し、連携して対応がとれる体制ができています。	継続して連携体制を構築する。	-